

税務基本方針（税務ポリシー）

1. ガバナンス

コーポレートオペレーション本部長が、税務の責任者として対応します。また、適宜、税理士や弁護士等の外部専門家を起用し、税務に関する法令の適用・解釈並びに利活用が可能な税制等に関する助言や実務面のサポートを求めつつ、税務リスクに適切に対応します。

2. 法規制の遵守

事業活動を行うそれぞれの国・地域で適用される法令および規制を遵守します。

3. 税務コンプライアンスの意識醸成

監査法人および税理士事務所の指導等を通じて、税務コンプライアンス意識の維持・向上に努めます。

4. 税負担の適正化

事業の目的、事業の実体および法の精神に則した範囲で税金費用の適正化を図り、企業価値の向上および株主価値の最大化に努めます。

5. 税務当局との信頼関係の構築

税務当局からの要請に応じ、必要な情報を適時適切に提供し、誠実に対応することで税務当局と健全な関係を維持するように努めます。また、税務当局から指導を受けた内容については、再発防止策を講じます。

6. タックスヘイブン

租税回避や低税率国への利益移転を目的としたタックスヘイブンは利用しません。

7. 位置づけ

本方針は企業行動憲章の定めを補完するものです。